

団体割引
17.9%適用

団体扱自動車保険のご案内

22%割安
団体扱一時払は一般契約一時払に比べて

上記割引率は団体扱割引17.9%(※1・※2)と団体扱一時払の割引5.0%(※3)を連算して算出しております。
「1-{(1-団体扱割引・17.9%)×(1-団体扱一時払割引分・5%)}」

※1 2024年4月1日から適用される割引率は17.9%です。

※2 団体扱割引率17.9%は2024年4月1日から2025年4月1日までの保険開始日の契約に適用されます。割引率は団体の損害率等により毎年見直されます。

※3 団体扱一時払は、一般契約一時払と比べて5%割安となります。

特長
1

ご家族の自動車保険を2台以上まとめて
ご契約(団体扱ミニフリート)いただくと
保険料の割引が適用されます。

2台ご契約の場合	3%割引
3台~5台ご契約の場合	4%割引
6台以上ご契約の場合	6%割引

「団体扱ミニフリート」は、同じご契約者様が、保険始期日・保険期間・払込方法・取扱代理店を同一として2台以上まとめてご契約いただき、「ノンフリート多数割引」を適用した団体扱契約方式です。記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)は、ご契約者・ご契約者の配偶者・ご契約者またはその配偶者の同居の親族、のいずれかに限ります。

【ご注意】現在のご契約を「団体扱ミニフリート」にまとめる際に、現在のご契約を解約していただく場合があります。また、解約返還保険料の計算が、現在のご契約が他の保険会社等の場合はケースによって「短期率計算」および「月割計算」、東京海上日動の場合は「月割計算」となることや、ノンフリート等級の進行時期の遅延等、お客様に不利益になることがあります。

「別居の扶養親族」が記名被保険者となるお車は、「団体扱」の対象ですが、「団体扱ミニフリート」の対象外となります。

特長
2

同居のご親族のお車もご契約いただけます。

契約者は岐阜県教職員および退職者に限りませんが記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者は、契約者の配偶者、契約者もしくはその配偶者の同居の親族、契約者もしくはその配偶者の別居の扶養親族とすることもできます。保険契約者が団体の構成員でなくなった場合や残高不足等により2カ月連続で集金ができなかった場合等により、団体扱特約が失効した場合は残りの保険料を一括してお支払いいただくことになります。(注)団体の構成員でなくなった場合には取扱代理店までご連絡ください。

特長
3

現在ご契約の自動車保険(※)の「ノンフリート等級」もそのまま継承できます。

※東京海上日動・他社損保会社等でご契約の自動車保険を指します。但し一部の共済を除きます。

ご連絡・お問い合わせ先

TEL. 058-272-9516

岐阜県学校生活協同組合

SUSTAINABLE GOALS



・わたしたちは、SDGsの取組を推進しています。
・このチラシはユニバーサルデザインを使用しています。

取扱代理店(提携代理店)

学校ごとの提携代理店へ
ご連絡ください。

・わたしたちは、岐阜県教育委員会と東京海上日動火災保険(株)岐阜支店との「地方創生に向けた交通安全教育及び防災教育等の学校安全に関する連携協定」にもとづき、県内の学校に「ぼうさい授業」を実施しています。

このチラシは団体扱自動車保険の概要についてご紹介したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件がある場合があります。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて代理店にご請求ください。ご不明な点がある場合には代理店までお問い合わせください。

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

担当課:岐阜支店営業課 岐阜市金町6-4 岐阜東京海上日動ビルディング6階 TEL:058-264-5181

23TX-004383 2024年2月作成